

事務連絡

平成20年7月16日

都道府県後期高齢者医療主管課（部）  
指定都市後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

} 御中

厚生労働省保険局総務課  
高齢者医療企画室

「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」に係る  
資料の送付について

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の施行につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

6月12日に政府・与党においてとりまとめられた「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」に係る下記資料について、別添のとおり送付いたします。また、「高齢者医療制度に関するQ&A追加V」についてもあわせて送付いたします。

都道府県後期高齢者医療主管課（部）におかれでは、貴管内の市町村（特別区を含む。）への周知をお願いいたします

- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令 新旧対照条文（案）
- ・ 後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（案）
- ・ 後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令 新旧対照条文（案）
- ・ 特別対策に関するQ&Aについて【その2】

政令第 号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条及び同法第百十条において読み替えて準用する介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百三十五条第一項から第三項まで、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十六条の四において読み替えて準用する介護保険法第一百三十五条第一項から第三項まで並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第一条 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 後期高齢者医療制度に関する広報（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）の区域の全部を対象とするものを除く。）及び当該市町村に申出が

あつた後期高齢者医療制度に関する相談に応じる事務

第七条第一項中「附則第三十五条の三第十三項」を「附則第三十五条の三第十一項」に改める。

第十四条第一項第二号中「法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）」を「後期高齢者医療広域連合」に改める。

第十八条第四項第一号中「附則第三十五条の三第十三項」を「附則第三十五条の三第十一項」に改める。

第二十三条に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる被保険者のほか、次のイ又はロのいずれかに該当する被保険者であつて、法及び準用介護保険法の規定による特別徴収の方法によつて徴収するよりも法の規定による普通徴収の方法によつて徴収することができる市町村が認めるもの

イ 自己の口座からの振替の方法により保険料を納付する旨を申し出た被保険者であつて、国民健康保険法の規定による普通徴収の方法による国民健康保険の保険料又は地方税法の規定による普通徴収の方法による国民健康保険税の納付の実績が相当程度あるもの

ロ その属する世帯の世帯主又は配偶者の方の口座からの振替の方法により保険料を納付する旨を

申し出た被保険者であつて、当該申出のあつた月の属する年の前年（当該申出のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）が百八十万円未満であるもの

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第二条 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第一項中「附則第三十五条の三第十三項」を「附則第三十五条の三第十一項」に改める。  
第二十九条の十三第四号中「当該被保険者である世帯主に係る保険料の」を削り、「実績等」を「実績が相当程度ある当該被保険者である世帯主から口座振替の方法により保険料を納付する旨の申出があつたことその他の事情」に改める。

附則第八条第三項中「附則第三十五条の三第十三項」を「附則第三十五条の三第十一項」に改める。

（地方税法施行令の一部改正）

第三条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の八十九の二第三項第四号中「当該世帯主に係る国民健康保険税の普通徴収の方法による納

付の実績等」を「国民健康保険税について、普通徴収の方法による納付の実績が相当程度ある当該世帯主から口座振替の方法により納付する旨の申出があつたことその他の事情」に改める。

（健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部改正）

第四条 次に掲げる政令の規定中「附則第三十五条の三第十三項」を「附則第三十五条の三第十一項」に改める。

一 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第二項第四号

二 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十条第二項第四号

附 則

この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七条第一項及び第十八条第四項第一号の規定、第二条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十七条の二第一項及び附則第八条第三項の規定並びに第四条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十二条第二項第四号及び船員保険法施行令第十条第二項第四号の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

## 理 由

後期高齢者医療制度の円滑な運営等のため、後期高齢者医療の保険料の特別徴収の対象とならない被保険者の範囲を拡大する等の必要があるからである。

## 新旧対照条文

### ◎ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）

(第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(法第四十八条に規定する政令で定める事務)	(法第四十八条に規定する政令で定める事務)
第二条 法第四十八条に規定する政令で定める事務は、次に掲げるものとする。	第二条 法第四十八条に規定する政令で定める事務は、次に掲げるものとする。
一 法第五十条第二号の規定による認定に関する申請の受付	一 法第五十条第二号の規定による認定に関する申請の受付
二 法第五十四条第一項の規定による届出の受付	二 法第五十四条第一項の規定による届出の受付
三 法第五十四条第三項の規定による被保険者証の交付の申請の受付及び当該被保険者証の引渡し並びに同条第八項の規定により交付される被保険者証の引渡し	三 法第五十四条第三項の規定による被保険者証の交付の申請の受付及び当該被保険者証の引渡し並びに同条第八項の規定により交付される被保険者証の引渡し
四 法第五十四条第六項及び第九項の規定による被保険者証の返還の受付	四 法第五十四条第六項及び第九項の規定による被保険者証の返還の受付
五 法第五十四条第七項の規定により交付される被保険者資格証明書の引渡し	五 法第五十四条第七項の規定により交付される被保険者資格証明書の引渡し
六 法第五十四条第十一項の規定により厚生労働省令で定める事項に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの	六 法第五十四条第十一項の規定により厚生労働省令で定める事項に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
七 法第五十六条に規定する後期高齢者医療給付を行うための手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの	七 法第五十六条に規定する後期高齢者医療給付を行うための手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの

八 法第一百十一条の規定による保険料の減免又はその徴収の猶予に係る手続その他保険料の賦課に係る手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの

九 後期高齢者医療制度に関する広報（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）の区域の全部を対象とするものを除く。）及び当該市町村に申出があつた後期高齢者医療制度に関する相談に応じる事務

十 前各号に掲げる事務に付随する事務

（一部負担金に係る所得の額の算定方法等）

第七条 法第六十七条第一項第二号の規定による所得の額の算定は、当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合は、前々年）の所得について行うものとし、その額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第十五条第一項第四号において同じ。）に係る同法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所

八 法第一百十一条の規定による保険料の減免又はその徴収の猶予に係る手続その他保険料の賦課に係る手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの

九 前各号に掲げる事務に付随する事務

（一部負担金に係る所得の額の算定方法等）

第七条 法第六十七条第一項第二号の規定による所得の額の算定は、当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合は、前々年）の所得について行うものとし、その額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第十五条第一項第四号において同じ。）に係る同法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所

得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第七項又は同法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第十八条第四項第一号において「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第十五条第一項第四号並びに第十八条第一項第二号及び第三号において同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第一項各号及び第二項の規定による控除をした後の金額とする。

## 2・3 略

### （高額療養費の支給要件及び支給額）

第十四条 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除して得た額に被保険者按分率（被保険者が同一の月に受けた療養に係る次に掲げる額を合算した額から次項の

得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第七項又は同法附則第三十五条の三第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第十八条第四項第一号において「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第十五条第一項第四号並びに第十八条第一項第二号及び第三号において同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第一項各号及び第二項の規定による控除をした後の金額とする。

## 2・3 略

### （高額療養費の支給要件及び支給額）

第十四条 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除して得た額に被保険者按分率（被保険者が同一の月に受けた療養に係る次に掲げる額を合算した額から次項の

規定により支給される高額療養費の額を控除して得た額（以下「被保険者一部負担金等合算額」という。）を一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

### 一 略

二 同一の世帯に属する被保険者が前号と同一の月に受けた特定給付対象療養（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費（第十六条第三項において「原爆一般疾病医療費」という。）の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養及び当該被保険者が第四項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定を受けた場合における同項に規定する療養をいう。以下同じ。）について、当該被保険者がなお負担すべき額を合算した額

### 2・5 略

（保険料の算定に係る基準）

#### 第十八条 略

### 2・3 略

4 後期高齢者医療広域連合が所得の少ない被保険者に対して課する保険料の算定に係る法第百四条第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規

規定により支給される高額療養費の額を控除して得た額（以下「被保険者一部負担金等合算額」という。）を一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

### 一 略

二 同一の世帯に属する被保険者が前号と同一の月に受けた特定給付対象療養（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費（第十六条第三項において「原爆一般疾病医療費」という。）の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養及び当該被保険者が第四項の規定による法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）の認定を受けた場合における同項に規定する療養をいう。以下同じ。）について、当該被保険者がなお負担すべき額を合算した額

### 2・5 略

（保険料の算定に係る基準）

#### 第十八条 略

### 2・3 略

4 後期高齢者医療広域連合が所得の少ない被保険者に対して課する保険料の算定に係る法第百四条第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規

定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第七項又は同法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四の二第七項又は同法附則第三十五条の三第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第二百十四条の二第二項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数に二十四万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、当該世帯に属する被保険者に対する賦課する被保険者均等割額を減額するものであること。

## 二五六 略

### 5 略

(特別徴収の対象とならない被保険者)

第二十三条 準用介護保険法第二百三十五条第一項から第三項までに規定する政令で定めるものは、次のいずれかに該当する被保険者とする。

一 同一の月に徴収されると見込まれる当該被保険者に係るイ及びロに掲げる額の合計額が当該月に支払われる当該徴収に係る法第二百七条第二項に規定する老齢等年金給付(以下この号及び附則第十二条において「老齢等年金給付」という。)の額の二分の一に相当する額として厚生労働省令で定める額を超える被保険者

イ 法及び準用介護保険法の規定により特別徴収の方法によつて保

定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第七項又は同法附則第三十五条の三第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四の二第七項又は同法附則第三十五条の三第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第二百十四条の二第二項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数に二十四万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、当該世帯に属する被保険者に対する賦課する被保険者均等割額を減額するものであること。

## 二五六 略

### 5 略

(特別徴収の対象とならない被保険者)

第二十三条 準用介護保険法第二百三十五条第一項から第三項までに規定する政令で定めるものは、次のいずれかに該当する被保険者とする。

一 同一の月に徴収されると見込まれる当該被保険者に係るイ及びロに掲げる額の合計額が当該月に支払われる当該徴収に係る法第二百七条第二項に規定する老齢等年金給付(以下この号及び附則第十二条において「老齢等年金給付」という。)の額の二分の一に相当する額として厚生労働省令で定める額を超える被保険者

イ 法及び準用介護保険法の規定により特別徴収の方法によつて保

険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る老齢等年金給付の支払の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

ロ 介護保険法の規定により特別徴収の方法によつて介護保険の保険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る同法第百三十一条に規定する老齢等年金給付の支払の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

二 当該市町村から介護保険法の規定による特別徴収の方法によつて介護保険料を徴収されない被保険者

三 前二号に掲げる被保険者のほか、次のイ又はロのいずれかに該当する被保険者であつて、法及び準用介護保険法の規定による特別徴収の方法によつて徴収するよりも法の規定による普通徴収の方法によつて徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができると市町村が認めるもの

イ 自己の口座からの振替の方法により保険料を納付する旨を申し出た被保険者であつて、国民健康保険法の規定による普通徴収の方法による国民健康保険の保険料又は地方税法の規定による普通徴収の方法による国民健康保険税の納付の実績が相当程度あるもの

ロ その属する世帯の世帯主又は配偶者の一方の口座からの振替の方法により保険料を納付する旨を申し出た被保険者であつて、当該申出のあつた月の属する年の前年（当該申出のあつた月が一月から七月までの場合には、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）が百八十万円未満であるもの

険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る老齢等年金給付の支払の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

ロ 介護保険法の規定により特別徴収の方法によつて介護保険の保険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る同法第百三十一条に規定する老齢等年金給付の支払の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

二 当該市町村から介護保険法の規定による特別徴収の方法によつて介護保険料を徴収されない被保険者

◎ 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）

（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（一部負担金に係る所得の額の算定方法等）

第二十七条の二 法第四十二条第一項第四号の規定による所得の額の算定は、当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合は、前々年）の所得について行うものとし、その額は、その所得が生じた年の翌年（四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第二十九条の三第三項第四号及び第二十九条の四の三第三項第四号において同じ。）に係る同法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十

（一部負担金に係る所得の額の算定方法等）

第二十七条の二 法第四十二条第一項第四号の規定による所得の額の算定は、当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合は、前々年）の所得について行うものとし、その額は、その所得が生じた年の翌年（四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第二十九条の三第三項第四号及び第二十九条の四の三第三項第四号において同じ。）に係る同法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十

四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下「控除後の短期譲渡所得の金額」という。）、地方税法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第七項又は同法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の三第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第二十九条の三第三項第四号及び第二十九条の四の三第三項第四号において同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第一項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の金額とする。

2・3 (略)

(特別徴収の対象とならない被保険者である世帯主)

第二十九条の十三

一・三 (略)

四 前三号に掲げる者のほか、法第七十六条の三第一項に規定する普通徴収（以下この号において「普通徴収」という。）の方法による納付の実績が相当程度ある当該被保険者である世帯主から口座振替の方法により保険料を納付する旨の申出があつたことその他の事情

四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下「控除後の短期譲渡所得の金額」という。）、地方税法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第七項又は同法附則第三十五条の三第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第二十九条の三第三項第四号及び第二十九条の四の三第三項第四号において同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第一項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の金額とする。

2・3 (略)

(特別徴収の対象とならない被保険者である世帯主)

第二十九条の十三 (略)

一・三 (略)

四 前三号に掲げる者のほか、当該被保険者である世帯主に係る保険料の法第七十六条の三第一項に規定する普通徴収（以下この号において「普通徴収」という。）の方法による納付の実績等を考慮した上で、同項に規定する特別徴収の方法によつて徴収するよりも普通

を考慮した上で、同項に規定する特別徴収の方法によつて徴収するよりも普通徴収の方法によつて徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができると市町村が認める者

## 附 則

(株式等に係る譲渡所得等に係る保険料の賦課の特例)

### 第八条 (略)

#### 2 (略)

3 地方税法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合における第一項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

## 附 則

(株式等に係る譲渡所得等に係る保険料の賦課の特例)

### 第八条 (略)

#### 2 (略)

3 地方税法附則第三十五条の三第十三項の規定の適用がある場合における第一項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

◎ 地方税法施行令（昭和二十五年政令第一百四十五号）

（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第七百六条第二項に規定する政令で定める年金給付等） 第五十六条の八十九の二（略）	（法第七百六条第二項に規定する政令で定める年金給付等） 第五十六条の八十九の二（略）
2 （略）	2 （略）
3 法第七百六条第二項に規定する政令で定める国民健康保険の被保険者である世帯主は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する者とする。 一（三）（略） 四 前三号に掲げる場合のほか、国民健康保険税について、普通徴収の方法による納付の実績が相当程度ある当該世帯主から口座振替の方法により納付する旨の申出があつたことその他の事情を考慮した上で、特別徴収の方法によつて徴収するよりも普通徴収の方法によつて徴収することが国民健康保険税の徴収を円滑に行うことができると市町村長が認める場合	3 法第七百六条第二項に規定する政令で定める国民健康保険の被保険者である世帯主は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する者とする。 一（三）（略） 四 前三号に掲げる場合のほか、当該世帯主に係る国民健康保険税の普通徴収の方法による納付の実績等を考慮した上で、特別徴収の方法によつて徴収するよりも普通徴収の方法によつて徴収することができる場合は、国民健康保険税の徴収を円滑に行うことができると市町村長が認める場合

◎ 健康保険法施行令（大正十五年勅令第一百四十三号）

（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

現  
行

（高額療養費算定基準額）

第四十二条（略）

2 前条第二項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三（略）

四 被保険者及びその被扶養者のすべてが療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第四十三条の三第二項第四号において同じ。）に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額（同法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」とあるのは「八十万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。第四十三条の三第二項第四号において同じ。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十

（高額療養費算定基準額）

第四十二条（略）

2 前条第二項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三（略）

四 被保険者及びその被扶養者のすべてが療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第四十三条の三第二項第四号において同じ。）に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額（同法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」とあるのは「八十万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。第四十三条の三第二項第四号において同じ。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十

三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（同法附則第三十五条の二の六第七項又は同法附則第三十五条の三第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第七項又は同法附則第三十五条の三第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第四十三条の三第二項第四号において同じ。）がない被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者（第二号に掲げる者を除く。）一万五千円

3  
6  
(略)

三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（同法附則第三十五条の二の六第七項又は同法附則第三十五条の三第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第七項又は同法附則第三十五条の三第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第四十三条の三第二項第四号において同じ。）がない被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者（第二号に掲げる者を除く。）一万五千円

3  
6  
(略)

◎ 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）

（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第十条 （略）	（高額療養費算定基準額）	（高額療養費算定基準額）
2 前条第二項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 前条第二項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 前条第二項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

四 被保険者及びその被扶養者のすべてが療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第十一条の三第二項第四号において同じ。）に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額（同法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」とあるのは「八十万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。第十一条の三第二項第四号において同じ。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条

第十条  
（略）

2 前条第二項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三 （略）

四 被保険者及びその被扶養者のすべてが療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第十一条の三第二項第四号において同じ。）に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額（同法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」とあるのは「八十万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。第十一条の三第二項第四号において同じ。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条

の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一條第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第七項又は同法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第十一条の三第二項第四号において同じ。）がない被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者（第二号に掲げる者を除く。）一万五千円

3  
6  
(略)

の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一條第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第七項又は同法附則第三十五条の三第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第十一条の三第二項第四号において同じ。）がない被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者（第二号に掲げる者を除く。）一万五千円

3  
6  
(略)



○厚生労働省令第　　号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第九十五条第一項並びに前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第六条第一項及び第三項の規定に基づき、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年　月　　日

厚生労働大臣　舛添　要一

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十九年厚生労働省令第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「合計額とする」を「当該各号に掲げる額」に、「合計額に八分の十一を乗じて得た額とする」を「次の第一号から第六号までに掲げる額の合計額に八分の十一を乗じて得た額並びに第七号及び第八号に掲げる額の合計額」と、「七　その他特別の事情がある場合　別に定める額」とあるのは「七  
八

平成二十年度における保険料の減額賦課その他後期高齢者医療の円滑な運営のために必要な措置に要する費  
その他特別の事情がある場合 別に定める額

用の額がある場合 別に定める額

」に改め、同条第二項中「合計額とする」を「当該各号に掲げる額」に、

「合計額に十二分の十一を乗じて得た額とする」を「次の第一号から第六号までに掲げる額の合計額に十二  
分の十一を乗じて得た額及び第七号に掲げる額」に改める。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

新旧对照条文

◎ 後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十一号）  
(傍線)(第  
一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

現 行	附 則
	<p>(平成二十年度から平成二十三年度までの間ににおける特別調整交付金の額の算定の特例)</p> <p>第三条 平成二十年度における特別調整交付金の額の算定については、第六条中「当該各号に掲げる額」とあるのは「次の第一号から第六号までに掲げる額の合計額に八分の十一を乗じて得た額並びに第七号及び第八号に掲げる額の合計額」と、「七 その他特別の事情がある場合 別に定める額」とあるのは「平成二十年度における保険料の減額賦課その他後期高齢者医療の円滑な運営のために必要な措置により別に定める額がある場合 別に定める額」と、同条第一号及び第二号中「前年度の一月一日から当該年度の」とあるのは「平成二十年四月一日から」と、同条第六号中「合計額」とあるのは「合計額を勘案して厚生労働大臣が定める額」とする。</p>
2 平成二十一年度から平成二十三年度までの間ににおける特別調整交付金の額の算定については、第六条中「当該各号に掲げる額」とあるのは、「次の第一号から第六号までに掲げる額の合計額に十二分の十一を乗じて得た額とする」とする。	
2 平成二十一年度から平成二十三年度までの間ににおける特別調整交付金の額の算定については、第六条中「合計額とする」とあるのは、「合計額に十二分の十一を乗じて得た額とする」とする。	

を乗じて得た額及び第七号に掲げる額】とする。

# **高齢者医療制度に関する Q & A 追加V**

**平成20年7月16日**

**※今後、逐次、加除修正を行う予定**

## 【資格関係】

(問1) 障害認定を受けている者が令別表に定める障害の状態に該当しなくなったため、障害状態不該当の届出があったが、その者の資格喪失日はいつになるのか。

(答)

当該届出日の翌日から資格喪失することとなる。

(問2) 障害認定を受けている者が令別表に定める障害の状態に該当しなくなったと思われるが、障害状態不該当の届書を提出しない方がいる場合、職権で資格喪失させることとしてよいか。

(答)

原則として、障害状態不該当の届書を提出してもらった上で、資格喪失させることとなる。しかしながら、令別表に定める障害の状態に該当しなくなつた事実が公簿等により確認できたため当該届出の勧奨を行つたにもかかわらず、あえて届出を出さない方がいた場合などは、職権で資格喪失させることとして差し支えない。なお、障害認定は取消されるまで有効であり、その際の資格喪失日は、広域連合が職権で資格喪失させた日となることから、被保険者に対して、新たな保険制度に加入する必要があること等、十分に連絡等行われたい。

(問3) 身体障害者手帳が有期認定されている場合、長寿医療制度においても有期の障害認定を行い、被保険者証の有効期限をあわせるべきか。

(答)

障害認定は、症状等からみて現に障害の程度は令別表に該当するが、その状態が永続するものとして認定することが困難である場合には、一定の期間を限度として障害認定を行うこととしており、身体障害者手帳が有期認定されている場合には、その期間をめやすに長寿医療制度における有期の障害認定を行つて差し支えない。

(問4) 令別表に定める障害の状態に該当すると思われるが、本人が身体障害者手帳の交付等を拒否している場合、障害認定を行うことはできるか。

(答)

対象者が身体障害者手帳の交付等を受け、それにより障害認定を行うものであるが、身体障害者手帳の交付等を受けていることは長寿医療制度の障害認定の要件ではないため、身体障害者手帳の交付等を受けていない方でも障害認定の申請を行うことは可能である。その際は、医師の診断書等により個別に認定することとなり、その認定は国民年金法における障害認定の例により行うこととする。

(問5) 広域連合内で転居した場合の被保険者証の発行期日、交付年月日はどうなるのか。

(答)

発行期日とはその被保険者証が効力を発する日、交付年月日はその被保険者証を交付した日であり、広域連合内で転居した場合、発行期日はその転居日、交付年月日は被保険者証を交付した日となる。

## 【給付関係】

(問6) 月の中途で75歳の年齢到達した方の当該月の自己負担限度額の考え方如何。

(答)

月中旬で長寿医療制度の被保険者となった場合、それまで加入していた医療保険と長寿医療の当月内のそれぞれの加入期間にかかった医療費について、それぞれの保険者が自己負担限度額を超える分を負担することとなる。(平成18年7月18日Q&A問14参照のこと)

(問7) 広域連合内で転居した場合の一部負担金の割合及び自己負担限度額の取扱いについて示されたい。

(答)

広域連合内で転居した場合は、当該転居月は、転居前後において被保険者の属する広域連合は同一であるため、老人保健制度における同一市町村内転居と同様に、転居した本人については転居月は月初日の一部負担金の割合及び自己負担限度額を適用し、高額療養費の世帯合算は転居前の世帯において行うこととなる。

同一広域連合内で転居した場合				
	5月	6月	7月	
世帯構成	世帯 I	Aさん(一般) Bさん(現役並み)	Aさん Bさん	Aさん
	世帯 II	Cさん(一般)	Cさん	Bさん Cさん
一部負担金の割合	Aさん	3割負担	3割負担	1割負担
	Bさん	3割負担	3割負担	3割負担
	Cさん	1割負担	1割負担	3割負担
自己負担限度額	世帯 I	現役並みの限度額	現役並みの限度額	一般の限度額
	世帯 II	一般の限度額	一般の限度額	現役並みの限度額
Bの負担の合算世帯	世帯 I		世帯 I	世帯 II

(注1) A、B、Cさんの( )は、所得等の状況である。

(注2) 世帯 I と世帯 II は同一広域連合内の他市町村である。

(問8) 広域連合を超えて転居した場合の一部負担金の割合及び自己負担限度額の取扱いについて示されたい。

(答)

広域連合を超えて転居した場合は、転居前後において被保険者の属する広域連合が変わるために、老人保健制度における市町村を越えて転居した場合と同様に、転居した本人については転居前に受けた療養等について、転居前の世帯において世帯合算する。また、転居後は新たな世帯が当該月に適用されている一部負担金の割合及び自己負担限度額を適用し、当該世帯において世帯合算することとする。なお、転居後の世帯に被保険者がいない場合は、新たな世帯において一部負担金の割合等を判定した結果を、転居後に受けた療養等について適用することとなる。

広域連合を超えて転居をした場合				
	5月	6月	7月	
世帯構成	世帯 I Aさん(一般) Bさん(現役並み)	Aさん Bさん	Aさん	
	世帯 II Cさん(一般)	Cさん	Bさん Cさん	Bさん Cさん
一部負担金の割合	Aさん	3割負担	3割負担	
	Bさん	3割負担	3割負担	1割負担
	Cさん	1割負担	1割負担	
自己負担限度額	世帯 I	現役並みの限度額	現役並みの限度額	一般の限度額
	世帯 II	一般の限度額	一般の限度額	現役並みの限度額
Bの負担の合算世帯		世帯 I	哀動日の前日まで:世帯 I 哀動日以後:世帯 II 外来の場合:哀動日前後を通算しない 入院の場合:哀動日前後を通算する	
			世帯 II	

(注1) A、B、Cさんの( )は、所得等の状況である。

(注2) 世帯 I と世帯 II は他の広域連合内の市町村である。

(注3) 入院中の被保険者について、月の中途中で広域連合の変更があった場合、老人保健制度における入院中の者が月の途中で市町村の変更があった場合の取扱いと同様に、医療機関においては、その変更前後を通算して自己負担限度額まで一部負担金を徴収する。変更前の広域連合分についての世帯合算は、通常のレセプトと同様の取扱いである。また、変更後の広域連合分についての世帯合算は、通常のレセプトと異なり、「なお負担すべき額」が存在する公費負担医療レセプトと同様の取扱いとなる。

(問9) 月の初日に世帯構成の変更があった場合の新たな世帯構成による一部負担金の割合及び自己負担限度額の適用は当月からか、翌月からか。

(答)

以下のとおりである。

- ① 1日に広域連合を超えて転居した場合…当月から
- ② 1日に広域連合内で転居した場合…当月から
- ③ 1日に死亡した場合…翌月から
- ④ 1日に年齢到達した世帯員がいる場合…当月から

(問10) 広域連合内での転居等により世帯構成の変更があった場合、減額認定申請を再度求める必要はあるか。

(答)

申請は要しない。ただし、低所得Ⅱから低所得Ⅰに変更となる場合には、その属する世帯のすべての世帯員の収入状況の報告を求める必要があることから、新たに減額認定申請を求める必要がある。(すべての世帯員の収入状況を把握している場合を除く。)

(問11)

- ① 高額療養費の多数回該当並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額減額に係る長期該当の判定について、老人保健の高額医療費の支給回数等を引き継ぐこととなるのか。
- ② また、国保又は被用者保険の加入者であった期間の高額療養費の支給回数等は引き継ぐのか。
- ③ 他の広域連合へ転居した場合は、高額療養費の支給回数等は引き継ぐのか。

(答)

- ①について、お見込みのとおり。(平成19年8月6日付けQ&A追加Ⅲ参照のこと)
- ②について、引き継がない。
- ③について、引き継がない。

※ 入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額を減額する際の長期該当に係る入院日数については、広域連合による低所得Ⅱの限度額適用認定を受けた者である期間に係る入院日数が計算対象となる。(平成19年11月30日厚生労働省告示第395号参照のこと)

(問12) 老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う平成18年8月からの2年間の経過措置について、当該経過措置の対象となる非課税者が年齢到達した場合、当該経過措置の適用は当該誕生日からか、翌月からか。

(答)

翌月からとなる。

## 【保健事業関連】

(問13) 課税・非課税の判定基準日はいつになるのか。

(答)

受診月が4月から7月までの場合にあっては、前年度の課税状況による。また、8月から翌年3月までの場合にあっては、当該年度の課税状況による。

(問14) 課税・非課税の判定は個人なのか、世帯なのか。

(答)

同一世帯員と認められたすべての世帯員において市町村民税が課税されているか否かで判定する。

(問15) 生活習慣病で経過観察中となり、定期的な検査を受けていますが、服薬治療はしていない方の場合は、対象者から除くのか。

(答)

経過観察中であれば、医学的管理のもと、観察の中で必要な健診や治療を継続的に行っていくものと考えられるが、健診を希望する場合には、対象者として差し支えない。

(問16) 事業者健診との関係について、特定健診については、事業者健診が優先することですが、後期高齢者健診との関係も同様と考えてよろしいか。

(答)

後期高齢者の健康診査の目的は、生活習慣病の早期発見により、医療につなげ、重症化予防を重視することにあることから、事業者健診を受けている方については、当該事業者健診によりその目的を果たせることから、対象としないと考えていただいて差し支えない。

(問17) 一定の障害があり後期高齢者医療の被保険者になっている65才以上75才未満の方への健康診査は、75才以上の方と同じでよいのか、40才から74才と同様に行うべきか。

(答)

法125条第1項において、「後期高齢者医療広域連合は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のため、(中略)努めなければならない。」としており、「一定の障害があり後期高齢者医療の被保険者になっている65才以上75才未満の方」も後期高齢者医療制度の被保険者であるため、75歳以上の方と同様の取扱いとなる。

(問18) 健診結果のデータ化は必須となるか？また、特定健診システムの使用は、広域連合において必須になるか？

(答)

健診結果のデータ化や特定健診システムの使用は、国庫補助の必須用件ではなく、国庫補助の影響もありません。

(参考)

健診結果のデータ化等、特定健診等データ管理システムの活用については、

- ・迅速・効率的な健診費用の支払い、効率的なデータ管理

- ・健診結果と医療費の関係の調査・分析・評価などを通じた保険者機能の強化

といった点について効果的であると考えています。

(問19) 標準的な質問票22項目について、変更することは可能なのか。

(答)

特定健診・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引書にあるとおり、「これまでの経験・ノウハウや受診対象者の属性を踏まえ、質問の趣旨を逸脱しない範囲であれば、質問文をより適切と判断する内容に適宜改変することは差し支えない」ため、後期高齢者の健康診査の質問項目の設定については、これに基づき各広域連合において適宜御判断いただくこととなる。

# **特別対策に関するQ & Aについて**

## **【その2】**

**※今後、逐次、加除修正を行う予定**

**平成20年7月16日**

**厚生労働省保険局**

## 【保険料】

問1 平成21年度に実施する9割軽減の対象者について、「被保険者の全員が年金収入80万円以下（その他の所得はない）の世帯」とあるが、

- ① 「年金収入」とは、総所得金額等の算出のもととなる年金収入として非課税年金収入は含まれないものである
  - ② 「その他の所得はない」とは、所得金額0円となる給与収入や事業収入を有する者も対象となり、年金収入のみの者を指すものではない
- 以上のように解してよろしいでしょうか。

（答）

お見込みのとおり。

問2 平成20年度の特別対策により保険料が減額される被保険者のうち、仮徴収が行われていなかった被保険者等、今後も継続して保険料を徴収することとなる被保険者について、7月16日の特別徴収開始依頼後に減額賦課を行った場合、10月以降の特別徴収の取り扱いはどうなるのか。

（答）

特別徴収開始依頼後に減額賦課を行った被保険者については、準用介護保険法第138条第1項及び高確法施行規則第106条第1項第2号の規定に基づき、8月25日までに、市町村より年金保険者に対し特別徴収の中止依頼を行い、普通徴収の方法により徴収することとなる。

なお、所得割が賦課されない被保険者のうち、仮徴収が行われていない被保険者の均等割の軽減割合を本賦課時に8.5割とした場合は、10月以降の特別徴収を行うことは差し支えない。

## 【特別徵収】

問3 年金収入180万円は、いつ時点の収入額で判定を行うのか？

(答)

申出のあった月の属する年の前年（当該申出のあった月が1月から7月までの場合にあっては、前々年）中の年金収入から判断する。

問4 年金収入180万円には、非課税対象年金給付の額も含むのか？

(答)

所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額が180万円未満かどうかを判定することとし、非課税年金を含めない。

なお、6月26日Q&A問25については、本問のとおり修正する。

問5 普通徵収の対象者の拡大について、国保の保険料を直近2年間滞納なく確実に納付していることとあるが、これは2年間全ての納期で納期限に遅れることなく納付しているという意味か。それとも数回程度納付が遅れている履歴があっても完納していればよいのか。

(答)

納付の状況等により、市町村において判断されたい。

問6 滞納がないことの認定にあっては、市町村の後期高齢者医療担当者は国保の公簿を確認するのみでよいのか。それとも本人が完納証明書を国保課から交付を受け提出する必要があるのか。

(答)

後期高齢者医療の事務を国保課以外の課で行っている場合は、本人が国保課において、保険料の納付状況が確認できる文書の交付を受けた上で、後期高齢者医療担当窓口へ提出することが望ましい。

問7 連帯納付義務者（世帯主又は配偶者）がいる者（年金収入が180万円未満の者）でその口座振替により納付する場合とあるが、連帯納付義務者が滞納者であっても認定することがあるのか。口座振替手続きをしても、口座に金額が無ければ結果的に引き落としされないという懸念があるが、連帯納付義務者の滞納履歴を確認する必要はないのか。

(答)

必要に応じて滞納履歴を確認するなど、今後の納付が見込めるかどうかにつ

いては、市町村において判断されたい。

**問8** 他広域連合からの転入の場合、「市町村の判断で今後確実な納付が見込まれる場合」とは具体的にどのような場合か。例えば、「誓約書」の提出によつても認めることとして問題ないか。

(答)

他広域連合における保険料の納付状況、本人の申請により確認するなど、できるだけ納付の実績を把握するように努めていただきたいが、確認できるものがない場合などについて、今後の納付が見込まれるかどうかの判断は市町村で行うことになる。

**問9** 普通徴収の対象者の拡大について、被保険者からの受付はいつから受け付けてよいのか。

(答)

各市町村において準備が出来次第、受付を開始していただきたい。なお、認定については、政令の公布（施行）後とされたい。

**問10** 国保の世帯主だった方について、滞納があり本人口座からの振替の非該当となった場合でも年金収入180万円未満であり連帯納付義務者の要件に該当する場合は、普通徴収への変更は可能か。

(答)

お見込みのとおり。

**問11** 夫婦ともに75歳以上であり、妻の保険料を口座振替により納付していた夫が年度途中で死亡した場合、それ以降の妻の保険料の納付について、普通徴収を継続するかどうかについて、再度判断することとなるのか。

(答)

納付実績の確認は、今後の確実な納付を確保するものであるので、現に口座振替をしている場合であって、当該振替口座の名義人が死亡した場合等においては、その後の世帯の状況を踏まえた上で、改めて判断することとなる。

## 【政令・省令・条例（広域連合）改正】

問12 平成20年7月1日付け事務連絡の別添による広域連合条例参考例附則第12条の「前2条の規定により算定した保険料の賦課額」とあるのは、1円単位の所得割額と100円単位の均等割額の合計で1円単位の賦課額との理解で良いか。

(答)

賦課額の端数については、各広域連合の条例で既に定めている基準により取り扱われたい。

問13 平成20年7月1日付け事務連絡の別添による広域連合条例参考例附則第12条の規定による場合、「減じて得た額」が負の額となる場合は「仮徴収額」との差額を還付するとの理解で良いか。

(答)

お見込みのとおり。

問14 当広域連合では、平成18年中の所得と平成19年中の所得が同額の場合、平成20年7月1日付け事務連絡の別添による広域連合条例参考例について、「附則第11条及び第12条により算定した賦課額」から「令附則第12条第3項の規定に基づき徴収するものとされる支払回数割保険料額の見込に3を乗じて得た額」を減じて得た額は、200円未満の負の額となる場合が多い。問12が見込み通りの場合、この200円未満の額も問12の例により還付することとなる。少額の保険料徴収を避けるために行う条例改正により、少額の保険料還付が生じることとなり、事務の軽減との意図に反するが、これを防ぐ規定（例えば負の額が500円未満の場合は還付しない等）は条例参考例に規定しないのか。条例参考例に規定しない場合、広域連合の判断で規定して構わないか。

(答)

事務の軽減については、被保険者均等割のみが賦課される被保険者（7割軽減世帯のうち、概ね94%）について、追加徴収も還付も生じないよう条例改正参考例に規定することにより実現を図ったものである。

一方、所得割については、被保険者一人ひとりの所得によって所得割額は異なるため、追加徴収も還付も生じないよう一律に規定することは困難である。そのため、7割軽減世帯の被保険者で、かつ、所得割が賦課される被保険者については、軽減後の保険料から仮徴収額（または仮徴収を行うとみなして算定

する額)を減じて得た額が500円未満である場合、追加徴収はしないとすることにより、政府与党の見直し方針に沿ったものとしたものである。

軽減後の保険料額と仮徴収額を比較した際、還付が発生する場合に、これを還付しないとするのは、被保険者利益に反するため、そのような規定を設ける予定はない。

問15 附則第12条の「当該額が500円未満」について、500円とする根拠は何か。

(答)

保険料を徴収される側から見た「少額な保険料」の基準として、「政府与党の見直し方針」において、平成21年度は「7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯について、9割軽減とする」としており、この9割軽減とした場合に、普通徴収の方法によって徴収する保険料額が概ね月500円であるため、500円未満の額については「少額な保険料」として免除することとしたものである。

問16 附則第12条の「当該額が500円未満」について、平成20年7月2日付け事務連絡の別添による見直し方針による保険料軽減措置の対応(スケジュール)で、右上のリストの概要として「広域連合が設定した額未満」とあるが、「500円未満」については「広域連合が設定」するとの理解で良いか。

(答)

お見込みのとおり。

問17 問15が見込み通りの場合この額は免除されることとなり、平成20年6月26日開催の全国会議の質疑応答において「(免除となる)差額は国でみる方向」との回答があったが、広域連合の設定額にかかわらず国の予算措置対象となるのか。それとも、国で「500円未満」、「1,000円未満」などの基準額を設定するのか。

(答)

差額については500円未満を対象とする予定である。

財政措置については、7月23日の後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令の公布にあわせ、交付基準をお示しする。

**問18** 附則第12条の「令附則第12条第3項の規定に基づき徴収するものとされる支払回数割保険料額の見込額に3を乗じて得た額」については、平成18年中の所得に基づいて平成20年度の仮徴収額を算定する計算であると理解するが、この場合仮徴収額の計算を行っていなかった者について算定を行う際の基準日はいつになるのか。

(答)

平成20年4月1日時点で当広域連合の区域内に住民登録がある被保険者

・・・平成20年4月1日

平成20年4月2日以降に資格を取得した被保険者

・・・資格取得日

上記期日における世帯状況と平成18年分所得から、仮算定額を算定することとし、仮算定額については、それ以後の世帯構成の変更等は加味しないこととする。

なお、他の広域連合からの転入により資格を取得した場合は、転入前後の広域連合において上記期日を基準として仮算定額を算定し、それぞれの広域連合において月割を行う。

**問19** 仮徴収額の計算を行った被保険者が広域外へ転出し資格喪失した後に、再び転入し資格取得を取得する場合、当初の仮徴収額の計算結果によることとなるのか、それとも当該被保険者の賦課期日現在で再計算を行うのか。前者によるとしても被保険者番号が同一の場合に限られるのか。

(答)

当初の仮算定額による。

## 【財政関係】

問20 交付基準（案）には、軽減対策に係る事務費の補助がないが、事務費についても補助対象としていただきたい。

（答）

事務費については補助の対象とすることは考えていない。

問21 市町村の相談体制の整備について、相談スペースの確保及び端末の増設等が庁舎の構造上、また人員配置上対応できない場合に、ペナルティはあるか。

（答）

相談体制の整備については、可能な限り行っていただきたいと考えているが、対応できない場合におけるペナルティは考えていない。

問22 平成20年度特別調整交付金交付基準（案）の4に示された長寿・健康増進事業には、今まで市町村国保の保健事業として実施されていた人間ドックや既往の各種健診事業について、75歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者も対象として実施する場合も含まれるのか。また、平成21年度以降も特別調整交付金において措置されるものと考えてよいか。

（答）

人間ドックや各種検診事業を75歳以上の被保険者に対しても実施する場合は、特別調整交付金の交付の対象となる。ただし、健康診査等において、他の国庫補助制度がすでにある部分については交付の対象とならない。

21年度以降の財源については、予算編成過程の中で検討することとなる。

### 【その他】

問23 「資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する。」とあるが、相当な収入がある者は、被保険者及び法第108条第2項及び第3項に規定する連帯納付義務者の収入を含めて考えてよいか。

(答)

各広域連合で判断されたい。